

一般社団法人日本パデル協会 倫理規程

〔目的〕

第1条 本規程は、一般社団法人日本パデル協会（以下「当協会」という。）の組織運営および諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、当協会の社会的使命および役割を自覚し、本協会の目的および事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、当協会及びパデル競技に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

〔適用範囲〕

第2条 この規程における規律の対象となる個人は、基本規程第2条1項に規定する選手等とする。

2 この規程における規律の対象となる団体は、基本規程第2条1項に規定する団体とする。

3 第3条に規定する遵守事項に違反した個人または団体が、当該違反行為時に本条第1項各号または前項各号に該当するときには、懲罰時に同号に該当しなくとも、懲罰の対象とすることができる。

〔遵守事項〕

第3条 前条に定める個人および団体は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 日本国内において有効な法令に反してはならない。
- (2) 一般社団法人日本パデル協会（JPA）、国際パデル連盟（FIP）、スポーツ仲裁裁判所（CAS）、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）、国際オリンピック委員会（IOC）および日本オリンピック委員会（JOC）等（以下纏めて「関連団体」という。）ならびに所属する団体の定款、規程、規定、命令および指示等（以下「規程類」という。）に反してはならない。
- (3) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為を行ってはならない。
- (4) 前条に定める個人および団体ならびに本協会にかかわる一切の者の名誉または信用を棄損する行為をしてはならない。
- (5) パデルに関し、不正な利益を供与し、申し込み、要求し、約束しおよびあつせんする等してはならない。
- (6) 補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない。
- (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持ってはならない。
- (8) その他、パデルに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない。

〔懲罰対象期間〕

第4条 懲罰は、懲罰対象行為を当協会が覚知した時から起算して3年又は懲罰対象行為の時から10年の間に限り、行うことができる。

〔懲罰の種類〕

第5条 第2条に規定する個人または団体は、第3条に規定する遵守事項に違反した事実（以下、「懲罰対象事実」という。）をもって懲罰の対象となる（以下、「懲罰対象者」という。）。

2 個人の懲罰対象者に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 譴責：始末書を取り、注意し戒めること
- (2) 罰金：一定の金額を当協会に納付させること
- (3) 没収：不正に取得した利益を剥奪し、当協会に帰属させること
- (4) 減給：当協会から報酬または給与（以下、「報酬等」という。）を得ている個人の報酬等を減額すること。ただし、職員の場合は労働基準法規に則るものとする
- (5) 一定期間または無期限の公式試合出場資格の停止：
公式試合について、一定期間または無期限に、コート、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること
- (6) 一定期間または無期限の職務の停止もしくは職務の解任：
職務について一定期間または無期限に停止すること、もしくは職務を解任すること。

3 団体の懲罰対象者に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 譴責：始末書を取り、注意し戒めること
- (2) 罰金：一定の金額を本協会に納付させること
- (3) 没収：不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること
- (4) 一定期間または無期限の公式試合出場資格の停止：
公式試合について、一定期間または無期限に、コート、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること

4 第2項および第3項の譴責、罰金、または没収については、その他の懲罰と併せて科することができる。

5 懲罰は、本規程の定めに従い、別表に定める範囲内でこれを決定する。

〔管理監督関係者の加重〕

第6条 役員または指導者その他の管理監督関係者が懲罰の対象となる場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

〔両罰規定〕

第7条 第2条第2項の団体に所属する同条第1項の個人が懲罰の対象となる場合には、当該個人に対して懲罰を科すほか、当該個人が所属する団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該団体に過失がなかったときは、この限りではない。

〔罰金の合算〕

第8条 同時に複数の懲罰対象事実が罰金の対象となった場合には、各々の罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

〔懲罰対象事実の重複による加重〕

第9条 同種の懲罰対象事実を重ねて行った場合には、当該懲罰対象事実について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

〔酌量減輕〕

第10条 懲罰対象事実が認められる場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

〔他者を利用した者に対する懲罰〕

第11条 他の者をして懲罰対象事実を行わせた者には、自ら懲罰対象事実を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

〔改 廃〕

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

〔施 行〕

第13条 本規程は、令和2年4月1日から施行する。